

## 基本計画部会第1WGの審議状況について（報告）

（第3回会合～第5回会合）

## 統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第3回）議事概要

1 日時：平成20年3月7日（金）14:00～16:00

2 場所：総務省第二庁舎 6階特別会議室

3 出席者：

（委員）美添座長、伊藤委員、大橋委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、森委員、山本委員

（審議協力者）堤統計調査課長（福岡市総務企画局企画調整部）

総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、日本銀行、東京都、大阪府

（事務局）中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）他

4 議事次第 （1）地方公共団体からのヒアリング

（2）有識者からのヒアリング

（3）その他

5 議事概要

### 議題1：地方公共団体からのヒアリング

福岡市の堤統計調査課長から、資料1に基づき、統計調査を取り巻く地方自治体の現状と課題について、福岡市の事例を中心に説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 職員の経験は重要とのことだが、県とのネットワーク・人材交流は行っているか。また、職員OBの知見を活用することも一つの対応策だと思うが、そのような手段を採っているか。  
県とのネットワーク等は特にはない。また、業務に関して各担当者がOBに連絡を取ることはあるが、制度の構築までには至っていない。
- ・ 職員OBが統計調査員になる事例はあるか。  
今のところない。
- ・ 統計担当部門から他部門に異動した職員が、再び、統計部門に配属されることはあるか。  
ほとんどないと思う。そもそも、統計部門への再異動を希望する職員はほとんどいない。その理由はやはり負担感だと思われる。特に国勢調査を経験した職員は負担感が大きく、統計部門への再配属を望まないようである。

### 議題2：有識者ヒアリング

須々木委員から、資料2に基づき、地方統計機構・実査体制について意見を表明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 法定受託事務の確実な実施について、国から地方公共団体に働きかける必要性については、全く同感。国と地方公共団体間に太いパイプを繋ぎ直すことが重要。
- ・ 行政機構の整理縮小が進む中で、統計部門のみが例外扱いされ得るかは疑問。リソースの逼迫への対策としては、民間委託の推進等を図ることが現実的。

竹村委員から、資料3に基づき、政府統計に関する研究及び教育の方策に関して意見を表明。引き

続き、森委員から、資料4に基づき、官と学との新たな連携の在り方について意見を表明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ R & D部門のない企業に将来性がないのと同様、行政機関内にも統計関係の研究組織は必要。プロジェクト型研究の実施も、行政機関内に研究組織がある方がやりやすい。官と学との連携を深めるには、なんらかの組織化が必要というのは同感。
- ・ 行政機関内の研究組織については、大きな組織である必要はない。学位所持者を中心とした20人～30人の研究者に大学院生、官庁出身者を加えた組織が適当ではないか。
- ・ 基本計画の策定やその実施に係る統計委員会の業務等に対して、それらを側面からサポートするような研究者集団があってもよいのではないか。
- ・ アメリカは、日本よりはるかに大きな人口及び国土規模を有しながら、商業動態統計の公表は非常に迅速。動態統計については、日本でも今後公表の早期化や表章する地域単位の細分化が求められることは必須であり、それらの実現に必要なサンプリング技術の開発のためにも、行政機関内に研究組織は必要。
- ・ 厚生労働省には、パネル調査の実施実績があるが、その際は、省内の試験研究機関から様々な知見の提供を受けたところ。
- ・ 農林水産省では、農林業センサス等で改定がある場合等において、研究者等から意見等をもらうような研究会を開催している。
- ・ 経済産業省に標本調査の専門家が育っていないことは問題。充実している総務省統計局のほかにも、厚生労働省などには経験を有する職員が残っているはずであり、それらの職員の交流が必要。

### 議題3：その他

- ・ 次回以降、第1WGの検討課題に沿って、議論を整理していきたい。  
次回は、統計二ーズの把握方法及び基幹統計の指定基準の明確化を議題とする。

次回は、3月26日(水)14:00から開催する。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

## 統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第4回）議事概要

1 日時：平成20年3月26日（水）14:00～16:10

2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室

3 出席者：

（委員）美添座長、伊藤委員、大橋委員、大守委員、須々木委員、永山委員、森委員、山本委員  
（審議協力者）内閣府（経済社会総合研究所） 総務省（統計局） 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、日本銀行、東京都、大阪府  
（事務局）総務省 貝沼政策統括官（統計基準担当）、北田統計企画管理官、紀本国際統計管理官  
内閣府大臣官房統計委員会担当室 山内参事官、久保田調査官

- 4 議事次第
- （1）統計ニーズの把握方法について
  - （2）基幹統計の指定基準の明確化について
  - （3）その他

5 議事概要

### 議題1：統計ニーズの把握方法について

美添座長から、資料1に基づき統計ニーズの把握方法に関する論点を説明。引続き、総務省政策統括官室から、資料2に基づき統計ニーズの把握方法に関するこれまでの議論を、資料3に基づき諸外国における統計ニーズの把握方法を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 要望を聞く仕組みを作っても予算措置等のリソースが確保されないと絵に描いた餅になる。分散型統計機構を採る国において、統計に関する様々な要望はどのように取舍選択され、その要望の実現に向け調査実施部局あるいは予算当局に対してどのような権限を基にどのような行動が取られているのか、また、要望はどの程度実現しているのかについて、海外の情報を教えていただきたい。
- ・ パブリックコメント方式では、提出された意見がどのように検討され、結果的に採用されなかった場合の理由の説明がなされないのが一般的であるような印象がある。ユーザー会議のあり方については、まずそれがどのような機能を持つべきかを議論することが重要である。それによって組織のあり方の方向は自ずと見えてくるのではないかと。各省横断的なユーザー会議を設置することのメリットとしては、事業所母集団データベースのような調査の基盤整備や回収率の低下といった各府省の調査に共通事項も議論できる点が大きい。また、現行のような府省単位でのユーザーからの意見聴取の場合、仮にある府省で優れた取り組みが行われても、それが全体として共有されないといった問題がある。
- ・ 「意見・要望」と「ニーズ」とは明確に区別して考えるべき。ユーザー会議は、ニーズを把握する手段の一つである「意見・要望」と位置づけるのがベター。ユーザー会議に限らず、「意見・要望」の把握は広く窓口を開けておくべき。提出された意見・要望の判断に対しては、意図の適正・明確性、具体性、公益性、政策的必要性、全国的・将来的な需要の存在、実現可能性等を判断して「ニーズ」と定めるべき。ユーザー会議等「意見・要望」の窓口及び「ニーズ」の判定機能は、第三者的な立場にあるところ、例えば、統計委員会におくのがよいのではないかと。また、意見・要望への回答方法は予め周知しておくことが必要。なお、表に現れてこない要望（声なき声）の汲み上げも検討課題。さらに、把握したニーズに対する回答も必要であるが、要望ごとにいちいち回答するのではなく、最終

的にまとめて行うことを事前に十分周知しておけばそれで足りる。

- ・ 現在各省にある各調査個別的な事項を検討する場合は、利用者の具体的な要望を直接反映させる場として充分機能しているので今後も残すべきある。共通的な事項については、統計委員会に専門部会を設置して担当することが適当で、この部会が中心となり、テーマに応じてユーザー会議を企画してアドホック的に開催するのが良いと思う。恒常的なユーザー会議を設けるかどうかはその様子を見てからでよい。「声なき声」はインターネット等で把握するのがよいと思うが、回答する必要性を考慮するとそれなりの体制を整える必要がある。
- ・ ニーズの把握に関しては、各省の窓口だけでなく政府全体の窓口も必要、意見・要望を聴取する相手、方法（HPか郵送か等）対象事項等は限定せずに幅広く把握すべき、ユーザー会議は、漠然と意見を聞くのではなく、意見・要望を整理したうえで論点を絞って議論する場にすべき、意見・要望の取捨選択には事務局だけでなく統計委員会が関与すべき、意見・要望には、個別ではなくても何らかのフィードバックをすべき、意見・要望を聴取する基本目的は、基本計画への反映であるとすべき、考える。
- ・ 意見・要望は、事務的な負担や意見・要望を聴取する目的を踏まえると、恒常的に受け付ける必要はなく、予算編成期や基本計画策定期に限ってよいと考える。また、受付けた意見・要望に対しては、第一次的には各省でスクリーニングし、回答するような処理体制がよいのではないか。
- ・ 学会が統計作成官庁に要望を出すだけでは統計は良くならない。専門的な意見・要望を如何に取り込むかが課題。外国では、統計作成側と学者を中心としたユーザー側の交流、意見交換が積極的に行われている。日本でも同様の場を整備すべき。
- ・ 過去に答申等でユーザー意見の反映が指摘されているが、これらについてはどのように対応され、現状はどうなっているのか。現状を踏まえないと、議論が深まらない。

過去の答申等については、各省において対応されているものと認識。今回の議論は、各省横断的な意見・要望を聴取する場の整備についてであり、過去の答申等の指摘とは異なる。現状は整理する必要がある。
- ・ 今回の議論をまとめると、統計利用者と統計作成者の意見交換の場は必要、従来、各省が行ってきたニーズ把握は引き続き行う、各省横断的なものも必要、意見・要望聴取の頻度については、何をもって意見・要望とするかによる、把握したニーズへの回答は必要だが、事務処理体制も考慮する必要、要望に対する実現化。なお、官学連携については、日本学会会議を窓口として行うこともあり得ると認識。具体的な内容は、第2ラウンドで深めていきたい。

## 議題2：基幹統計の指定基準の明確化について

美添座長から、資料1に基づき基幹統計の指定基準等の明確化に関する論点を説明。引続き、総務省政策統括官室から、資料4に基づきIMFによるデータ評価について、経済産業省から、資料5に基づき基幹統計に係る論点整理を説明

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 基本計画に盛り込まれていない統計の基幹統計への指定について柔軟であるべきという経産省の主張については疑問。当面は一般統計調査として実施し、改定時に基本計画に盛り込むという手段もあるのではないか。
- ・ 基幹統計の基準は、具体的に定めると法の趣旨を制限することになるおそれはあるが、判断する方向性はある程度わかりやすくするために示すべきではないか。例えば、基準としては、国民生活に密着、利用範囲、継続性、地方集計の可能性等々が考えられる。

- ・ 基準の目安のようなものがないと、統計委員会で指定すべき統計を議論する際に支障があるのではないかと。また基幹統計の指定について、基本計画の記載を前提とする点については、柔軟さも必要。
- ・ 基幹統計の基準として、重要性のほかに、他の統計が拠って立つ根拠を与えるという意味での「基幹性」も必要。
- ・ 基準を詳細化するのならば、他のWGの議論に間に合うよう迅速に作成することが必要であり、また余り厳格な扱いをせず自由度を残しておく必要、基幹統計の指定は、基本計画を踏まえて行われるべきではあるが、数年置きに基本計画を改定する際にしか指定できないのも不便なので、柔軟な対応が必要、動態統計と構造統計を一つの基幹統計の中に組み合わせるべきではないとする経産省の意見については疑問。SNAにおいては両者の関係の解明が精度向上の重要な鍵になっている。最初から別物と捉えることは不適當。
- ・ 申告義務が付与される調査統計と異なり、業務統計や加工統計については、基幹統計とされることのメリットが調査実施者側にないため指定が進まない可能性もある。そのような状況に陥らないよう、重要性についてもう一步踏み込んだ原則のようなものについて考えておく必要がある。また、業務統計や加工統計については、基幹統計として指定されることのメリットとなりうる要素についても検討が必要である。  
 実施者のメリットという点では、基幹統計の指定が、予算・体制充実に向けての支援材料になり得るのではないかと。
- ・ 基幹統計の基準としての「重要性」については、現在の各指定統計における考え方や記述を引用するのも一つの手段と考える。統計の品質については、DQAF（IMFデータ品質評価フレームワーク）を基に原案を作成することとする。基幹統計の指定について、基本計画での記載を原則とする点については妥当。ただし、ある程度柔軟な対応も必要。詳細については、第2ラウンドで議論したい。また、今日のとりまとめ等について意見等があれば、事務局まで提出して頂きたい。

### 議題3：その他

- ・ 次回は、統計調査の整理合理化の考え方、統計の評価、統計基準の設定を議題とする。

次回は、4月7日（月）15:00 から、中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室で開催する。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

## 統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第5回）議事概要

- 1 日時：平成20年4月7日（月）15:00～17:00
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 出席者：  
（委員）美添座長、伊藤委員、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、森委員、山本委員  
（審議協力者）総務省（統計局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府  
（事務局）貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長 他
- 4 議事次第（1）統計調査の整理合理化の考え方について  
（2）統計の評価について  
（3）統計基準の設定について  
（4）その他

### 5 議事概要

#### 議題1：統計調査の整理合理化の考え方について

美添座長から、資料1に基づき統計調査の整理合理化の考え方に関する論点を説明。引続き、総務省政策統括官室から、資料2に基づき統計調査の整理合理化に関する取組状況を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ これまで各省ごとに整理合理化を行ってきた際の問題点は何かを把握してから議論すべき。また、整理合理化は評価と密接に関わる問題。
- ・ 経験上、整理合理化を行ってきた問題の根底には定員削減と予算シーリングがある。財政当局はスクラップ・アンド・ビルドを原則としているので、新規統計の立ち上げ時には既存統計の廃止を主張する。統計作成者としては、不要不急の統計を廃止することは当然のことと受け止めているが、必要な統計を予算の都合から廃止するスクラップ・アンド・ビルドという論理には不合理さを感じている。
- ・ 統計の整理合理化と統計調査の整理合理化は異なる。第一に、統計調査は行政記録の活用との関係を明らかにすることが必要。第二に、統計作成者、調査実施者、報告者では整理合理化の視点が異なり、これらの者から整理合理化に関する情報を集約し総合化するシステムを構築する必要がある。また、整理合理化を確実に実施するため実施段階でのシステム化も大切。
- ・ 農林水産省の統計調査は、直轄組織で実施していたが、昨今の総人件費改革に伴う人員削減から、一部を除き調査員調査化・郵送調査化を進めてきているところ。今日、担い手対策等新たな政策ニーズに対応するため、農林水産統計調査の見直しを行った。その際、次のとおり統計調査の実施基準を規定。農林漁業等の基本的な状況の把握、交付金等の財政支出に直接利用、農林水産省の基本計画における政策目標の策定・検証、天災融資法等施策発動の根拠・判定基準、法令等で実施が位置付けられている調査。

ユーザーのニーズはどのように勘案しているか。

有識者の研究会を設け、その中で審議いただいている。

- ・ 整理合理化は、ニーズから考えるべき。個々の統計調査の整理合理化というより、他の統計との関

係等も考慮するような相対的・政府横断的な統一基準の下、調査単位ではなく調査項目単位で行うべき。本WGではそのようなシステムと進め方のコンセプトまとめる必要があるのではないか。

- ・ まとめとして、優れた統計を作成するために整理合理化を行うというのは共通の理解、今後の取組みについては、評価を踏まえて考えたい、整理合理化に当たってユーザーニーズとの関係をどのように判断するか、また、指針のようなものが必要かどうかについて、各省の認識・考えを教えてください。なお、「整理合理化」という言葉は、削減を前提としているような誤解を招くので、今後「統計調査の見直し、効率化の考え方」という言葉に変更することとしたい。

## 議題2：統計の評価について

美添座長から、資料1に基づき統計の評価に関する論点を説明。引続き、総務省政策統括官室から、資料3に基づき諸外国の統計機関における経営管理手法の実態を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 経済産業省では、評価に関する具体的な基準は定めてないが、評価に当たって政策部局や業界団体等のユーザーニーズを重視。昨年度は通常のニーズ把握に加えて、ユーザーの属性（学会、業界等）別の実態調査、HPへの各統計別のアクセス件数や各種出版物等での使用件数の把握等の調査を通じ、ニーズの把握・評価に努めているところ。
- ・ 総務省では、国勢の基本に関する統計調査を所管しており、有識者、関係行政機関、地方公共団体等からその必要性、有効性及び効率性について評価してもらっている。特に統計審議会や統計委員会における審議を通じ、評価を受けていると認識。
- ・ 整理合理化との観点からいえば、資料3は作成機関の組織としての業績評価を述べているが、本ワーキンググループでは、異なる分野の個々の統計を評価、序列化し、優先度を判断する仕組みを議論すべき。各府省に共通の評価マニュアルのようなものが必要。
- ・ 統計を含むすべての行政活動に評価は必要、評価基準を整備する努力を続けるべき、評価基準の機械的な適用は不適切、評価は×を付けることではなく、改善につなげることを目的に行うべき、異なる分野の統計の評価を比較することは困難であり、同種の海外の統計との比較を重視すべき、評価が低い場合、その制約要因は何で将来は緩和するのかなど、将来的なアプローチを評価の視野に入れるべき。
- ・ 「誰が」評価するのか、視点が異なる評価全体をまとめて「どう」評価するのか、そのシステムを構築し実施すべき。
- ・ 統計を一定の評価基準に従って評価することは、統計作成機関にとっては煩わしい面もあるが、ユーザーにとっては有用な情報であり、また統計委員会が統計を横断的に比較検討する場合にも参考となる。評価基準によるチェックは国際的な趨勢でもあるので、統計委員会が日本に適合したチェック項目を検討するのがよいと思う。
- ・ 一定の評価基準は必要だが、ある程度幅を持ったものとすべき。統計委員会としては、基本計画策定時に政府横断的に評価することが必要。
- ・ 報告者負担の軽減という観点と統計としての利用価値を保つために最低限必要な調査項目の設定という、相反する課題をどう調整するかが問題。
- ・ 政策統括官室で、予算要求時に各省の統計調査計画を審査しているが、その際どのように評価を行っているのか。  
「統計行政の新たな展開方向」等、時々重点取組事項を基本に、ニーズや規模の妥当性等を審査。
- ・ 個々の統計が加工統計や国際機関が使っていると統計と整合的かどうかという評価は、この第1W

Gの議論に入るのか。例えば、SNAとの整合はどのように考えるか。

特にSNAに限定するわけではないが、一般の統計に利用可能かという観点では入るのではないか。

- ・ 議論をまとめると、現状では各府省で評価を実施している、今後は同一の分野の個別統計間で順位がつくような共通の評価基準を作るべき、調査の実施機関ではなく、個別統計の評価・序列化に取り組む必要がある、また、基本計画策定時に統計委員会として政府横断的な評価を実施することが適当、既存の政策評価は組織単位の評価、統計委員会として取り組むのは個別統計での評価を明確にするということで切り分けが可能。意見があれば、事務局宛に提出願いたい。

### 議題3：統計基準の設定について

美添座長から、資料1に基づき統計基準の設定に関する論点を説明。引続き、総務省政策統括官室から、資料4に基づき統計基準について説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 使用が義務づけられる統計分類はどれか、また、国際分類については使用義務があるのか。  
政令により使用義務があるのは、「日本標準産業分類」及び「疾病、障害及び死因分類」。国際分類については、中分類レベルで各国の分類と対応付けるといった整理があるのみ。
- ・ 統計基準については、幅広く書き込むが運用は柔軟にすべきという方針で臨んではどうか。就業上の地位（特に非正規労働者の定義）や地域・ブロック区分、時系列の接続指数、不規則性を除いた系列の算出・公表等についても基準とする可能性を検討してはどうか。
- ・ 環境省の業務統計で廃棄物の分類を使用しているが、そういった独自の分類を用いている組織との間で、まずは意見交換を行うべき。
- ・ 現状を正確に分析するためには、相互比較のために統計基準は重要だが、柔軟性も必要。
- ・ 基準とって良いかどうかはあるが、統計に係る用語、表記法のほか、サンプリング方法や回収率といった品質に係る面も統計基準として検討すべきではないか。
- ・ 統計基準については、国際比較が重要、改定がなされた場合には前後の接続を考慮する必要。見直し周期等について意見があれば提出願いたい。その他、各府省の見解も踏まえて再度議論することとしたい。

### 議題4：その他

- ・ 次回は、統計リソースの配分の在り方、有効活用を議題とする。審議に当たって、事前に各府省における人材の確保・育成の現状を把握する必要があるので、各府省に照会することとしたい。  
次回は、4月21日（月）15:00から、中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室で開催する。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>